

東京都廃棄物審議会計画部会

(第3回)

会議録

令和7年4月25日

東京都環境局資源循環推進部

(午前 10時00分 開会)

○福安計画課長 定刻になりましたので、東京都廃棄物審議会計画部会第3回を開催いたします。御多忙のところ本部会に御出席いただきまして、委員の皆様、ありがとうございます。事務局を務めます東京都環境局資源循環推進部の福安でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

開催に当たりまして注意事項を申し上げます。本審議会はWEBで行います。都庁の通信環境によっては映像や音声途切れる場合がございますので御了承ください。また、傍聴者の方には発言を慎んでいただきますよう、お願い申し上げます。

まず、本年4月から廃棄物審議会委員が1名変更となっておりますので、御紹介させていただきます。議事進行の関係上、お名前みの紹介とさせていただきますので御承知おきください。東京商工会議所産業政策第二部主任調査役の上林委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、この4月の人事異動によりまして、資源循環推進部の幹部が変更となっておりますので、3名、名前のみ御紹介させていただきます。一般廃棄物対策課長の岡谷でございます。産業廃棄物対策課長の東川でございます。また、災害廃棄物対策専門課長の向畑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

定足数の確認をさせていただきます。本日は11名の委員に御出席いただいております。部会委員総数11名の半数以上となっております。定足数を満たしていることを御報告させていただきます。

続いて、議事に先立ちまして、事前にデータで送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、資料1、委員名簿。資料2、前回部会の御意見の振り返り。資料3、本日の御講演資料。最後に資料4、今後のスケジュールでございます。

本審議会につきましては、運営要綱9条1項の規定に基づきまして、WEB上ではございますが、公開いたしますので御承知おきください。

それでは、ここからの進行を田崎部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○田崎部会長 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

前回第2回では資源循環・廃棄物処理を取り巻く状況、それから、計画の基本的考え方について審議いただきました。今回、第3回となりますけれども、次回以降、本格化する施策審議の参考とするため、運営要綱第8条第2項に基づき、業界団体等の皆様へのヒアリングを行うということで、今日は多数のヒアリングを予定しております。質疑の時間も設けておりますが、手短に御質疑をお願いしたいと思います。

それでは、初めに前回の振り返りということで、事務局で資料2、前回の振り返りをまとめていただいております。こちらの説明をお願いいたします。

○福安計画課長 田崎部会長、ありがとうございます。

前回の計画部会で委員の皆様からいただいた御意見をまとめております。資料2でございます。本日は会議の進行の都合上、個々の御意見、御説明は割愛させていただきますが、新しい計画の目指すべき方向性、施策の柱立てのほか、今後の施策の方向性を含めまして、計画の基本的な考え方を様々御議論いただきました。

先ほど田崎部会長からもお話がございましたが、次回の部会以降で、こうした御意見、本日のヒアリングの結果も踏まえまして、個別のテーマごとの議論を深掘りしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

資料２の説明は以上でございます。

○田崎部会長 何か今の資料に確認等、ございますでしょうか。

(なし)

○田崎部会長 なければ早速ヒアリングのほうに移っていきたいと存じます。前回の意見を踏まえながら、いろいろな議論ができればと思っております。よろしいでしょうか。

では、関係団体へのヒアリングということで、まず事務局から説明をお願いいたします。

○福安計画課長 本日の進め方ですが、プラスチック対策や建設廃棄物対策など、重点対策分野を中心に７つの分野で、合計９名の方々から御発表をいただきます。各分野の時間配分ですが、御発表１０分、質疑応答・意見交換１０分、１コマ合計２０分のサイクルで進めさせていただきます。

前回同様、委員の皆様は御発言の際には、t e a m s の挙手機能を御活用ください。順に御指名させていただきます。時間の関係上、御質問は１団体についておおむね３名程度とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、関係団体の皆様のヒアリングに入らせていただきます。

初めに、プラスチック分野といたしまして、クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス。ＣＬＯＭＡの南部様より御発表いただきたいと思います。

南部様、どうぞよろしくお願いいたします。

○南部氏 皆様、おはようございます。ＣＬＯＭＡ事務局の南部といいます。よろしくお願いいたします。本日は投影している３点について、私からＣＬＯＭＡの取組についてお話ししたいと思います。

まず１点目は、日本及びＣＬＯＭＡの取組、そして二つ目は、そういった取組を基にしたサーキュラーエコノミー移行に向けた課題と、その課題を解消するために、今後どういったことをやっていきたいかについてお話しできればと思います。よろしくお願いいたします。

次、お願いします。

この資料は日本の取組なので、皆さん御承知のとおりですが、過去、日本は廃棄物処理行政の徹底をしっかりとやってきました。これは官指導、すなわち環境省と自治体と一緒にあって、衛生的でごみのないきれいな国を目指してきたということです。

その結果、大量消費・大量生産によって発生したプラごみのサーマルリサイクルを中心とした取組で、こういった日本のきれいな国が実現できたという、そこは皆さん御承知のとおりと思います。

こういった表の側面として、きれいで便利な生活というのが実現できた一方で、皆さん御承知のとおり、裏の側面としては地球温暖化、海洋プラスチック汚染、あるいは、資源枯渇リスク等が発生しているというのは現在の状況であります。

次、お願いします。

そういったことを踏まえて、今後に向けては、日本はサーキュラーエコノミーへの移

行が求められております。資源循環と脱炭素、そして最も重要なのは、そのベースにあるWell-beingを両立した国というのを目指したいと考えております。

これまでの産官の連携に加えて、経済産業省、これはサーキュラーエコノミー、すなわち経済のほうで経済産業省が加わり、そして我々のCLOMAも加わって、取組を進めていきたいと思っております。

目標として、その中でプラスチックリサイクル、また、リユースも含めたところを循環しながら、脱炭素を同時達成する資源循環経済への早期移行が今求められていると思います。

次、お願いします。

CLOMAの概要について説明します。CLOMAはG20大阪サミットが開催された2019年に発足しました。会長は当時から花王の前社長である澤田道隆が務めております。

現在511の企業・団体が参画していただいております、我々のミッションとしましては、プラスチック資源循環を加速することによって、海洋プラスチックごみのゼロ化を目指すこと、特に我々は容器包装プラスチックに絞って現在活動をしております。

この下の絵にありますように、ステークホルダーとして、原料メーカー、容器メーカー、ブランドオーナー、リテーラーさん、そして生活者、自治体、リサイクラーさんといった各主体の同時連携という形で団体として活動しております。CLOMAも経済産業省のサポートの下で設立した国内最大級で、最も期待されているプラスチック循環団体と理解しております。

現在、政府としては、経済産業省、環境省、農水省に御協力いただきながら、たくさんの自治体さんにも御協力いただき、プロジェクトを進めております。特に東京都さんには大変お世話になっております。

また、澤田が参加している経済産業省の小委員会や、サーキュラーパートナー等では、本日御参加の栗生木委員、山本委員にも大変お世話になっております。

次、お願いします。

これはCLOMAの5つのワーキンググループ活動と、3つの部会活動を示した絵になります。上のほうは5つのワーキンググループ、プラスチック使用量削減、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、生分解性プラスチック、紙・セルロース素材といったワーキンググループをつくることで、具体的に実証実験等をやりながら、ソリューションをつくっていく活動をしております。

これを支える3つの部会として、普及促進部会、技術部会、国際連携部会があります。ここの3つの部会から上がってきた課題を、ソリューションをつくっていくという形でぐるぐると回すというのが我々の活動となっています。その結果、社会システムを提案し、ジャパンモデルとしてグローバルに展開していきたいと考えております。

次、お願いします。

ここでは、部会活動の一つとなる事例を紹介します。

主な部会活動としましては、左に書いていますように国内外への情報発信、CLOMA通信として、参加している企業さん、会員さんに様々な情報を提供するほか、シンポジウム・セミナーの開催等を行っております。

右上に書いていますように、普及促進部会の活動の一例を示しております。普及促進部会では情報共有、会員間では情報交流や研究開発、事業化検討、そして事業化という形で、ここ4、5年で、累計で事業化が114件に上ってきており、非常に活発になってきているという現状にあります。

次、お願いします。

ここには、会員、企業さん方でマッチングを行って、事業化されたものの一例を示しております。

次、お願いします。

これは実証実験等を行っているワーキンググループの一例になります。ワーキンググループ2のマテリアルリサイクルのワーキンググループが一例になりますが、ここに書いていますように神戸市さん、あるいは小売さん、日用品メーカーがたくさん入って、さらには、リサイクル屋さんが共用で行っているプロジェクトです。

これは詰め替えパックリサイクルのプロジェクトをやっています。これは私の出向元である花王株式会社はかなりイニシアティブを取りながら、神戸市さんと連携して行っているものになります。また、左下に最近詰め替えパックに加えて、ヤクルトさんをはじめとした乳酸菌飲料の回収、そして再資源化のプロジェクトも進めております。

次、お願いします。

これは東京都さんに非常にお世話になっているプロジェクトでありまして、2021年に行った内容になります。東京都さんの補助金をいただきながら行ったプロジェクトで、みんなでボトルプロジェクト、洗剤等のボトルのリサイクルの実証実験を行ったものになります。

この当時、私が花王のリーダーとしてこのプロジェクトに参画し、当時は東京都の古澤様にかなりお世話になりながら進めたものであります。

次、お願いします。

今御紹介したような様々なワーキンググループの活動もありますが、この左下にありますように、こういった現活動は非常に重要であるということを認識しながら、ただ一つ現活動を積み上げて集積していても、なかなか我々のありたい、2050年のありたいサーキュラーエコノミーの姿にはなっていないのだというのが、我々が持っている課題感であります。

そういう意味で、2050年の絵を描きながらも、中間目標としてきちっとしたKPIを掲げようというのが、ここ1年ぐらいの活動になります。

一つ、我々キャッチフレーズとして、Circular 30 by 30を考えております。これは2030年までに容器包装再生プラスチック30%を使っていこうじゃないかというのを一つ掲げて、それに対して様々な取組の具体化を進めているのが現状になります。

次、お願いします。

このギャップを埋めるために今進めている作業として、やはり国としっかりと連携して進めようということで、皆さん御存じのように経産省がつくった産官学のパートナーシップ、サーキュラーパートナーズ、こちら通称CPSというふうに呼んでいるのですが、左側にあるのがCPSのビジョン・ロードマップワーキンググループの検討ス

ケジュールになります。

2024年度の前半までは、全資源に関してどのような方向性で行っていくかが議論されており、去年の年末ぐらいに領域別ワーキンググループ、すなわち、プラスチックや、鉄鋼など様々な領域に分けてワーキンググループをつくって、より具体的な活動をしていこうという募集があり、我々はそこに提案し、年末に採択を受けたということです。

右側にありますように、サーキュラーパートナーズのプラスチック容器包装ワーキンググループはこういったCLOMAのメンバーでスタートしております。今年の1月から2月末にかけて2か月間、皆さんと議論しながら、向かいたい方向性、それに向けた具体的なアクションプランをつくってきたというのが現状であります。

ここにおきましても、東京都さん並びに東京都環境公社の皆さんに大変お世話になりながら進めております。

次、お願いします。

これは細かいところまで御説明しませんが、その中では2030年のあるべき姿を描き、それに向けてやるべき基本方針を提示しながら、具体的な取組、そして具体的なロードマップ等を示して、経産省さんと議論を進めているというところであります。

次、お願いします。

ロードマップの中で、一例として、東京都さんとも連携し、議論させてもらいながらロードマップの中に入れさせてもらっている案件があります。

一つはCEコマースの事業創出の部分です。オフィスプラスチックの省資源化、あるいは商業施設でのリユース容器のシェアリング等を東京都さんとやりたいと考えており、こういったロードマップを掲げております。

また、リユースだけではなく、首都圏のオフィスビルのプラスチックの回収リサイクルプロジェクトも東京都さんと一緒にやろうということで、こういったロードマップに書かせていただいています。ありがとうございます。

次、お願いします。

これは、東京都さん及び川崎市さん等と、サーキュラーエコノミー都市モデルプロジェクトを進めようと考えており、東京都さんが目指している2030年一般廃棄物の再生利用率37%、廃プラの焼却40%削減に協調できるようにプロジェクトを進めたいと思っております。

以上、御清聴ありがとうございました。今後とも連携をよろしくお願いします。

○田崎部会長 ありがとうございます。

それでは、南部様より御説明いただいた内容について質問を受け付けたいと思います。

岡山委員、お願いします。

○岡山委員 一つ教えてください。

容リプラが対象ということですが、最初に、ごみ処理が今まで官主導という話もありましたが、基本的に一般廃棄物は自治体が収集して処理をする責務がありますから、これは当然といえば当然だと受け止めています。

基本的に容リプラというのは消費者が分別をして、それを自治体が収集し、事業者さんたちは容リ団体でもあるので、リサイクルを進めるというのは、ある意味当然と言え

ば当然ですが、この取り組みの中で消費者がどのようにプレーヤーとしているのかが全く見えないので、それを教えてください。

○南部氏 岡山委員、ありがとうございます。

消費者は非常に重要なポイントになってくると思っておりま。特にグローバルで見ると、日本の消費者の分別意識の高さ、きっちりとしているというところは生かしながら進めたいと思っています。

その一方で、消費者に過度な分別、細かい分別まで強いるのは、今後の少子高齢化の中で、あまりよろしくないと思っていますので、今、環境省さんが進めている一括回収のような、より分かりやすくして手間が少ない回収方法を、消費者にこれまで以上に徹底していただくということに御協力を求めているいきながら、その先の分別のところは、今後出てくると思われるA Iによる選別などを取り入れながら、一括で回収したものをA Iできちっと選別していくようなことをできればと思っています。

○岡山委員 東京都23区は、容リプラ分別回収の導入がそもそも日本で非常に遅かったというエリアですが、23区以外のところでは、もう20年以上前から、この容器包装リサイクル法を実施しています。

つまり、過度な消費者の負担というの、どうかと思います。東京の人がやってなさ過ぎじゃないかなと私はずっと思っていたので。

○南部氏 適切な言葉かどうか分からないですけども、これまであまりやってきていないからこそ、新しい仕組みを入れやすいのかなと前向きに捉えております。

○岡山委員 容リ法をきちんと従来やっていたところは、それなりにきちんと分別ができて、きれいなプラスチックができてきている。ところが、一緒くたに回収になってしまったことで、むしろ今まできちんとマテリアルリサイクルできたものが、できなくなっているという事例もかなり散見されているので、そちらの配慮もしていただけるといいのかなと。

消費者に対しては、もう少しきちんと今までの法令にのっとったルールというものは言ってもいいのかなと、個人的には思っているところです。

○田崎部会長 では続いて、森委員、お願いします。

○森委員 私からは、2030年から2050年の表のギャップが大きいなと思いました。

本当にこのギャップを埋められるのだろうか、ちょっと悲しい気持ちになるスライドだったわけですが、一方で、このスライドの少し前で、自治体さんと組んだ実証実験ボトルtoボトルで、こういった実証実験レベルではすごく2050年の未来が見えるような先進的な取組を、小粒ではありますが、既に幾つか動かしておられると思います。

実際にこのギャップを埋めるためには、こういった先進的な小さな取組を、いかに横展開していくかということが大事なかなと思ひながらお話を伺っていたのですが、こういった実証実験をその後どうフォローアップされていて、すごくいい先進的なものができたね、終わり、ではなく、その後どうフォローアップをして横展開を図っておられるのかを、追加でお伺いできればと思いました。

○南部氏 本質的で一番課題感を持っているところの御質問をありがとうございます。

おっしゃるように色々と先進的な取組がありまして、その点の取組をいかに線にして面にしていくというところが非常に大事だと思っております。我々はそれを、点を線にして面にしていくために重要なのは、この取組で見えてきた本質的な課題をピックアップして、それを解消することを次のプロジェクトに反映していくということが大事だと思っております。

一つ見えてくるのは、回収して再資源化するときの経済合理性の部分が、非常に課題感があります。これは東京都さんにもかなり補助はいただいている一方で、実際に補助なしでやろうと思うと、企業の持ち出しになってしまう。

小さなプロジェクトのときには持ち出しでも耐え得るのですが、これを大きくしていくとどんどん持ち出しが増えていくというので、持ち出しのない形できちっと経済合理性を持ってやる必要があるのかなと思っております。

この辺り、実は経済産業省さんとか環境省さんとも、膝を突き合わせて議論をしており、多分移行期の部分は、一定量は国の支援をもらいながら進めていく、ある程度の軌道に乗るまでは支援をもらいながらやっていく。そしてどこかで法改正、あるいは、法規制の部分が大きいと思いますが、ルールをしっかりと規定していくことが大事かなと思っております。

○森委員 東京都だからできた、これだけ大企業が集まったからできた、で終わってしまっってはすごくもったいない取組だと思いました。ありがとうございました。

○田崎部会長 ありがとうございます。

それでは時間も来ましたので、この辺りで終了とさせていただきます。南部様、貴重な御意見、御発表をありがとうございました。

○福安計画課長 続きまして、食品ロス分野といたしまして、一般社団法人日本フードサービス協会の関口様より御説明をいただきます。

関口様、どうぞよろしくお願いいたします。

○関口氏 皆さん、おはようございます。日本フードサービス協会の株式会社吉野家ホールディングスの関口でございます。本日はこちらの会議の中で、私ども日本フードサービス協会がこの10年間取り組んだ内容について、御報告をさせていただきます。

資料を1枚めくってください。

まず、日本フードサービス協会の環境保護への取組として、10年前に食品リサイクル法に基づく新たな基本方針が出されまして、2017年に当協会で食品リサイクルのマニュアルを作成いたしました。

こちらについては、主にチェーン店の各社の担当者からいろいろ御意見を伺いながら、実際の事例、どういうやり方でリサイクルに対応しているのか。

またその基本的な考え方、総論編や、各業種業態、特に外食産業といいましても、販売形態の違い、陳列して販売するような、分かりやすくいうと、皆様のイメージですと、ドーナツ店での陳列販売であったり、居酒屋のような大皿料理を提供するような状態であったり、通常のオーダーを伺って提供するレストラン業態であったり、販売形態、提供方法の違い。

あと、セントラルキッチンを持っている、持っていないというところで、食品廃棄物

の発生場所も様々に違ってくるというところで、各事例、こういうパターンだと、こういうやり方が実際にやられているというところを紹介したマニュアルをつくりました。

マニュアルをつくる中での前提条件といたしましては、第一に食品廃棄物を出さない、発生抑制が一番重要だということを基本的な考え方において作成しております。

資料を1枚めくってください。

今お話ししたような業種の違いによって、食品廃棄物の出方が違ってきますので、その業種ごとに目標を定めて、マニュアルを活用した食品廃棄物のリサイクル、発生抑制というところの啓発活動を送ってまいりました。

2017年にマニュアルを作成した後に、協会主催のセミナーで主に個人事業主、街の飲食店の方々を中心に、食品リサイクルの方法や考え方を、講習会を行いながら、実際に自分のところでできる、似たような事例を研究しながら対応していくということで取り組んでまいりました。

資料を1枚めくってください。

マニュアルの中では、まず、それぞれの飲食店の現状を把握しようということで、食品ロスや廃棄物の計量、見える化を行おうということで、実際に自分たちの店舗で何のぐらい捨てられているのか、食材、発生場所を分別しながら、どのぐらい出ているのかをまず確認しようというところを第1ステップとしてやっていただくという内容にしました。

次の段階で、何が出ているのかが分かったことによって、メニューの見直し、処理方法の工夫、食べ切りキャンペーンなど、居酒屋業態などでは自治体と一緒に、3010運動等、まずは発生抑制の中では、お客様に食べ切っていただくということを重要視しており、食べることに集中する時間の啓発や、食べられる量をお客様が選べるように、メニューの見直しをする、メニューの中でよく残されているものがあれば、最初からメニューの食材として使わない、あとは、そもそもの仕込みの量、販売予測の精度を高めていこうというところで、その販売予測の出し方等をマニュアルの中で紹介してまいりました。

加盟企業間での情報共有やリサイクル活動の協業によって、食品ロス削減の取組を推進ということにつきましては、一つの事例で言いますと、コーヒーの豆かすについては、売れば売れるほど廃棄物として発生量が多くなるという部類の食品廃棄物です。

こちらについては数多くの飲食店、我々のようなチェーン店で申しますと、ファミリーレストラン、ハンバーガーショップ、コーヒーショップ等で、コーヒーの豆かすというのがどこも同じように出てくる。それを1社だとリサイクルが難しいというところで、タグを組んでリサイクルルートをつくってリサイクルを進めるというような活動をやってまいりました。

資料を1枚めくってください。

次からは、手前どもの株式会社吉野家の場合について、少し内容を御紹介させていただきます。次、めくってください。

吉野家の親会社であります吉野家ホールディングスとして、グループとしての5つのマテリアリティとKPIということで、環境に配慮した事業活動を行うため、食品ロスの削減、再利用を目標に掲げています。

牛井の吉野家の場合、皆さんよく街で看板を見かけていると思いますが、牛井店を運営しているほか、通販で生協であったり、色々な通販ショップでレトルト商品であったり缶詰を販売していたり、製造段階においては弊社の場合、埼玉県にセントラルキッチン、工場を持っていますので、そちらでのリサイクルも併せて進めているという段階です。

次のページへ行ってください。

主に、製造段階での食品廃棄物対策として今まで行ってきた活動で御紹介させていただきますと、まず葉物野菜、キャベツや白菜は、動物園への飼料提供や、近隣の学校の鶏やウサギ等を飼育されているところへの飼料提供を行って、学校教育の一環としてお手伝いを若干させていただいていたり、近隣の動物園等への飼料の提供ということで活用してまいりました。

そのほか、加工段階で出る野菜の芯などについては、生ごみ処理機を活用したり、野菜の端材については、ドレッシングやハンバーグの材料として活用してまいりました。その中で、玉ねぎの端材については生ごみ処理機での処理に適さず、一部廃棄となっていた現状がありました。

次のページに行ってください。

実際に生ごみ処理機を設置して、白菜の芯などを処理していた工程を一部写真として御確認いただけたと思います。

次のページに行ってください。

玉ねぎの端材について今まで課題にしていたのですが、2024年に製パンメーカーさんと協業して、玉ねぎの端材を乾燥処理して食用パウダーとしてパンの生地練り込んで商品化するという取組がうまくいき、こちらについても今までリサイクルできずに廃棄処分せざるを得なかったものを、アップサイクルができるような形で活用できることになって、現段階では、工場のリサイクル率については100%を達成しております。

次のページに行ってください。

今、工場については100%ということでお話をさせていただいたのですが、廃棄物自体の数量についても、約2017年から2022年の6年間で半減しております。そもそも出す量を減らすということと、出ってしまったものをいかにリサイクル、アップサイクルしていくかというところで活動してまいりました。

店舗について、これは通常の飲食店、個人経営の飲食店の方々とも同じような課題ですが、現状、お店で出ってしまった生ごみについて、リサイクルをしていた、もしくはしようと考えていたにもかかわらず、運輸業界のドライバー不足でリサイクルルートを組みめないことが近年の課題としてあります。

1業者1個人でリサイクルルートをつくっていくというのが難しい中、運輸業、我々業界だけでなく、世間一般との連携も必要だということを最近は感じている次第であります。

以上をもって私からの報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○田崎部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの発表について御質問等ございますでしょうか。

では、岡山委員、大石委員、山本委員の順番でお願いいたします。

○岡山委員 ありがとうございます。

大変興味深く拝見いたしました。幾つか教えてください。

製造段階の素材について、工場でのリサイクル100%を達成していることは大変素晴らしいと思うのですが、食り法は、店舗で出たもの、生ごみ、食品廃棄物をいかにリサイクルするかというものです。飲食店の場合50%目標だと思うのですが、それをどうリサイクルするかというのは法令上の目標だったと記憶しております。

吉野家さんの場合は、店舗で発生した生ごみは、工場ではほとんどでないということですが、一方では、お客さんの食べ残しというものが一番大きな食品ロスであり、食品廃棄物になると思います。それをゼロにする、食べ切りをいかに促すかということで、どのようなことをされているのでしょうかというのの一つ。

それから、野菜を色々無駄が出ないように使っていこうということに関して、端材を使うなどあったのですが、御社の場合は素材に関しても、契約農家さんとか畜産農家さんなど生産者から全部一貫して仕入れをされているのでしょうかということ。

以上、2点です。お願いします。

○関口氏 御質問、ありがとうございます。

一つ目の店舗での食品廃棄物リサイクルをどのように進めるかということに関しまして、お客様の食べ残しをいかに減らしていくかということに関しましては、私ども事業者だけではなかなかできない部分がある。

事業者にはできることとしまして、例えば吉野家の場合、丼のサイズ、食べる量に関して、サイズを7種類設けさせていただいています。小盛から超特盛というような形で、お客様のニーズ、おなかの状況に合わせて食べ切れる量をメニューの選択肢として入れるということで、サイズバリエーションを増やしていくことで対応させていただいているのが一つ。

もう一つは、最初は食べられると思ったが、どうしても食べ切れなかった。途中でおなか痛くなってしまったなどで、食べたいが食べ切れないという方に関しては、御要望があれば、テイクアウトの容器をお客様に提供して、持って帰っていただけるような対応をしている。お客様が食べ切れるような形のサイズバリエーションや、食べ切れなかった場合の対応をさせていただいています。

食べ切れずに持ち帰ることもされなく、お店で食べ残し残渣として出てしまったものに関しては、正直なところ、リサイクルするに当たって、食物以外の、例えば爪ようじや、菓のプラスチック等を、一緒にごみとして入れられてしまっており、分別することが難しい。

飼料化、肥料化したくてもなかなか受入先がないという現状もありまして、また先ほどお話ししたように、運んでくれる収集運搬の方がいらない、非常に少なくなっているというのも現状で、それについては弊社だけでなく、飲食産業全体として捉えております。

二つ目の御質問の野菜についてですが、弊社の場合、海外からの調達も多いので、国内で個別にというところもあるのですが、どちらかというと海外からの仕入れで、地域によって産地を変えているという状況です。

○岡山委員 ありがとうございます。

○田崎部会長 続いて、大石委員、それから、山本委員まで発言していただいて、まとめて御回答いただこうと思います。

では、大石委員、お願いします。

○大石委員 御説明ありがとうございました。

私からは一つだけ。私も消費者なので、持ち帰りについて取り組んでくださっているというのは大変ありがたいのですが、今回、東京都の廃棄物審議会ということで、吉野家さんのような全国チェーンにおいては、地域ごとに、食品ロス対策についての違いなどがあるのでしょうか。

もしあるのであれば、東京都の場合はどのように都に対してはどのような要求があるかということをお教えいただければありがたいなと思いました。

以上です。

○田崎部会長 続いて、山本委員、お願いいたします。

○山本委員 ありがとうございます。

ここでお伺いするのがいいか分からないのですが、今スライドに出ている動物園に提供されていることがすごくいいなと思って拝見したのですが、ここの言葉の問題を確認したいと思います。

これはリサイクルと呼ぶのが適切なのかどうかというところで、この取組自体すごくいいと思うのですが、一旦廃棄物になり、それを動物園に出しているということなのでしょうか。

そうであればリサイクルだと思いますが、3Rと呼んだときに、リデュースやリユースが評価が高くなっておりますので、これはリサイクルと呼ぶのかというところに、自分自身あまりよく整理できなかったのも、その確認をしたいなと思いました。

○田崎部会長 山本委員、今の点はどちらかといえば飼料化に近い話だと理解していただくと、堆肥化よりは上位のことをされていると理解できるのではないかと思います。

○山本委員 ありがとうございます。

○田崎部会長 では、大石委員からの質問にお答えいただけますでしょうか。

○関口氏 御質問ありがとうございます。

リサイクルについて各地域の違いということではありますと、一番大きいのは、その地域の中にリサイクル施設があるのかないのかが大きなポイントだと思います。

例えば、東京都23区の場合で想像していただければ分かると思いますが、堆肥化できるスペースがあるのかと言うと、現状ないということが皆さん容易に御想像できると思いますが、比較的郊外のほうに行くとあるところは、そういう堆肥化であったり飼料化であったりリサイクルがしやすいということがある。

特に大都市部、地方でも県庁所在地等の中心部の地域になりますと、なかなかリサイクル施設が遠く、それによってコストが大幅にかかってしまう。輸送コストがかかってしまい、結果、市区町村の焼却に回したほうが、コスト的に優位性があるというところで、なかなかリサイクルが進まないというのが現状大きな違いかなと思っています。

そして、山本委員から御指摘のあった部分でいきますと、リサイクルではないと、全体で分かりやすくというところで、このように表現をさせていただきましたが、実際には端材の飼料提供になりますので、有効活用が適切な表現かと思いました。ありがとう

ございました。

○田崎部会長 ありがとうございます。

それでは、次の発表に移ります。関口様、ご退室ください。

○関口氏 ありがとうございます。

○福安計画課長 続きまして、小型家電分野といたしまして、一般社団法人小型家電リサイクル協会、中村様より御説明をいただきます。

中村様、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村氏 今御紹介いただきました小型家電リサイクル協会の副会長、中村でございます。本日はよろしくお願いいたします。私から現状の小型家電リサイクルの実績と、今後の課題について御説明をさせていただきます。

次、お願いします。

最初に当協会の概要でございますが、4年前に小型家電リサイクル法の認定事業者が正会員となり、つくりました業界団体でございます。認定事業者、今は全国で60社ございますが、そのうち49社が加盟しております。東京都内を収集区域に含む事業者は、全部で16社ございますが、そのうち13社が加盟している団体でございます。

次ページをお願いします。

現状の回収量の推移を年度ごとに棒グラフに表したものが、こちらの表となっております。一番左端が法施行当初の平成25年度、一番右端が直近発表されています令和5年度の回収量となっております。

オレンジ色の部分が、市町村が回収して小型家電リサイクル制度に排出された量、ブルーのところ市町村を介さずに、例えば家電量販店や、宅配便等で、排出者から直接回収した量となっております。ブルーのところは、濃いブルーが一般廃棄物由来、薄いブルーが産業廃棄物由来となっております。

また、平成29年度と30年度のところに、緑色の矢印でメダルプロジェクトと記載しております。東京オリンピックのメダルは小型家電のリサイクルでつくるということで、東京都さん、環境省さんの旗振りで、全国から小型家電を集めたというプロジェクトを行いました。

このメダルプロジェクトを機に10万トンに回収量を達成しておりまして、メダルプロジェクトの前と比べますと1.5倍ぐらいに増えております。

一方で、この令和5年度に関しましては8万6,000トンに回収量が減少しております。メダルプロジェクトの時と比較しますと、全体量としては86%、市町村回収で言えば88%、一般廃棄物由来の直接回収は104%、一方で、一番減少が多かったのが産廃由来の直接回収で37%となっております。

法施行から一度も制度目標を達成してないというところがございまして、回収量を拡大していくことが急務になっている状況でございます。

次ページをお願いします。

この回収量の中で東京都の現状がこちらの表になっております。都道府県ごとに1人当たりの回収量という目安指標が環境省から示されております。

まず、都内の自治体におかれましては、ほぼほぼ100%、小型家電のリサイクル制度に御参加をいただいております。東京都内全域の回収量は合計しますと約1万トンと

ということで、制度全体の12%を占めております。1人当たりの年間回収量は0.72キロとなっております。全国で言えば20番目となります。ちなみに回収量のトップは山口県でございまして、東京都の2.5倍規模ぐらい集めております。

内訳でございますが、市町村での回収量でいいますと、全国17番目ということで、人口が多い自治体にもかかわらず、上位に位置づけされているということが特徴にもなっています。一方で、直接回収の量におきましては、全国で33番目ということで下のほうに位置しております。

次ページをお願いします。

国のほうで今、小型家電がどのように回収されて、どのように処理されているかという、全体のフロー図が開示されています。数字が細かいので、サマリーしておりますので次のページで御説明します。

まず、令和5年度の年間の排出量に関しましては、50万7,000トンと推計値が出ております。メダルプロジェクトのときと比べますと、1.9万トン増えております。

この50万トンがどこに排出されているかが右に記載しております。市町村で36%、これは不燃ごみや粗大ごみ等も含めて回収されている量となります。また、小売業者が22%ということで、その順番でそれぞれの排出先が並んでおります。

特に②番と③番、小売業者と引っ越し業者に関しましては、この後でも御説明しますが、家電リサイクル法と類似した消費者接点を持っているチャネルとなっています。また、④番のリユースもしくは輸出業者、それから、⑤番の不用品回収業者については、一部については是正が必要と思われる回収もあるのではないかとということで御確認をいただければと思います。

では、次ページをお願いします。

この内訳の中で、上位二つが市町村と小売業者でした。この中を分解しますとこのようになっています。

まず、市町村に排出される小型家電は18万トンございます。そのうち小型家電リサイクル法に排出されるのが5万3,000トンということで、全体量の29%となっています。残念ながら、この18万トンのうち約半分がまだ最終処分されておりますので、ここをどのように有効活用していくかというのが一つの課題になると思います。

また、小売業者のところですが、小売業者が集めている量が全体で11万4,000トンございます。一方で小型家電リサイクル法に集まっている量が2万トンということで、こちらは18%となっています。8割以上の9万4,000トンが小型家電リサイクル法以外で回収処分されているという実情があります。

では、次ページです。

こういった状況を踏まえまして、今後どのような課題があるかを整理いたしました。今、日本政府で資源循環をしっかりと国家戦略として取り組んでいくという戦略が出ておりますので、この制度に対してどのように小型家電のリサイクル制度が貢献できるかが一つの課題になると思います。回収量の拡大、リチウムイオン電池の問題、動静脈連携、この三つがあると思います。

次ページをお願いします。

まず、回収量の拡大でございますが、まず一つ目、自治体と連携した回収の政策の充

実というのにも必要かと思っております。

我々事業者の立場となりますと、入札で事業者の選定というプロセスがございます。年度ごとというような自治体もございますが、半期や、一番短いところだと、四半期ごとに決定するという自治体もあると聞いています。

どうしても短期的視点になりますと、事業者も自治体と一緒に二人三脚するというのが難しくなってしまうので、やはり長期的視点に立って対応していくということも必要かと思っております。

二つ目に関しましては、小売業者と連携した回収の仕組み化でございます。先ほど申し上げましたが、8割以上が小型家電リサイクル法以外で処分されているという実情がございます。より一層、小売業者に対して協力の拡大をお願いするという点。また、物を売ったときに古い物を引き取るという、この仕組み化も必要ではないかと思っております。

ちなみに、家電4品目のテレビの回収率は9割ほどあるということですので、この辺りの前例をしっかりと踏まえた上で対応していくということにも必要かと思えます。

次ページをお願いします。

また、産業廃棄物由来の小型家電が少ないという話もしました。ここにつきましては、今年度から全国の小・中学生に一人1台端末ということで、GIGAスクールの端末が自治体から支給されています。都内でいえば100万台が流通しておりまして、こちらがちょうど更新のタイミングになっております。

購入した端末、リースの端末も含めて、小型家電リサイクル法で処分するというところで、文科省、経産省、環境省で方針が決定しておりますので、まずはこの方針に基づいてしっかりと確実に処理を進めるというところが、自治体をお願いできればありがたいなと思っております。

また、こういった機会を基に、公的機関が使用した製品に関しては、小型家電リサイクル法で優先的に処分する、こういった方針も必要なのではないかなと思っております。

次ページをお願いします。

また、無許可の業者の対策も必要になってまいります。ヤードの話と回収業者の話がございますが、ヤードは今、環境省に対策検討会がございますので、ここでの対応を踏まえて、何かしらの対応が実現できればと思っております。

一方で、消費者が無許可業者の広告や、不用品回収業者のあっせんに接する機会も増えてきております。これらの対策は、なされていないというところもございますので、何らかの規制も必要ではないかと思っております。

分野は違いますが、東京都の街中でトラックの荷台に映像と音声を使いながら、あまりよろしくない広告が流れているというのが過去あったと思います。都内はこれを規制するという流れも出てきておりますので、こういった対策もあるかと思えます。

次ページをお願いします。

二つ目がリチウムイオン電池の話となります。先日、環境省から、市町村での回収を強化するよという通知があったところとなります。当協会では今はまだ会員企業からの声の取りまとめはしておりませんが、何かしら市町村からも相談が入ってくるのではと予想をしております。

また、このリチウムの話に関しては、製造事業者、小売業者とも連携して対応も必要と考えています。回収を仕組み化するということが必要だと思いますので、デポジットも一つの手段手法ではないかと考えております。この辺りは有効性の検証なんかも必要だと思います。

次ページをお願いします。

あと、動静脈の連携のところとなります。やはり動脈事業者と連携して、まず回収を拡大していくということも必要だと思っています。資源有効利用促進法と小型家電リサイクル法が連携した形で、取組が拡大するというのも一つの手段かと思っています。

また、我々リサイクラーとしても、動脈事業者が必要とする再生材の供給というところも行っていく必要があると考えております。

私からの発表は以上となります。あとは参考資料ですので、また御確認いただければと思います。

○田崎部会長 中村さん、ありがとうございます。それでは、質問を受けたいと思います。また挙手をしていただければと思います。

では、栗生木委員からお願いいたします。続いて、平湯委員、お願いします。

○栗生木委員 御説明ありがとうございます。包括的に御説明いただき大変勉強になりました。

私からは1点だけ、山口県の回収量が多いというお話があったかと思いますが、そういったところの分析等はされていらっしゃるのでしょうか。また、原因が分かっているのか教えてください。

○中村氏 ありがとうございます。

山口県固有の話というところまでは把握していないというのが正直なところですが、一方で環境省の小型家電の小委員会の資料をベースにいたしますと、やはり人口が少ない自治体でピックアップ回収、それから、ステーションを設置した回収が積極的に行われているとも聞いております。

この辺りが回収量の増加に起因していると資料上はございますので、この辺りももう少し、個別の自治体の分析というのは当協会としてもしていく必要があると思っています。

○栗生木委員 ありがとうございます。

○田崎部会長 続いて、平湯委員、どうぞ。

○平湯委員 ありがとうございます。

栗生木委員と全く同じ質問を考えておりました。最初のデータを見せていただきまして、回収量拡大が大事であるという中で、都道府県別に見ると山口県が多い、愛媛県が多い、高知県が多いとありますので、そういったところで何か今後東京都が参考にしていくべき有効な対策を取られているのであれば、教えていただきたいというのが質問でした。

お答えいただいたので大丈夫でございます。

○中村氏 ありがとうございます。

私の推察も含めて少し御説明させていただきますと、やはり地方に行きますと認定事業者が少ないというところもございます。長年にわたって各自治体と二人三脚しながら、

各市町の回収のインフラ整備などを行っている事業者もいるところでございます。

こういった、今日の説明にもありましたが、短期的視野ではなくて、長期的視野に立った取組ができることによって、回収量も増えていくのではないかなと思っております。御参考にいただければと思います。

○平湯委員 ありがとうございます。

○田崎部会長 続いて大石委員、お願いいたします。

○大石委員 ありがとうございます。小型家電のリサイクルについて、オリパラ後どのようになっているか大変気になっていましたので、御説明いただきよく分かりました。

様々な対策についてですが、43ページに市中のあまりよろしくない事業者さんに対しては規制が入って、数が少なくなっているというのは、私も生活していて実感しているところです。

一方、高齢化が進んでおりますので、小型家電とはいえ、そういうものをきちんと処理することについては、高齢者の方は個人情報の不安などもあり、難しい面も増えているのではないかなと思うのですが、その辺りについて、例えば東京都と連携して何か対策など考えておられることがあれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

○中村氏 ありがとうございます。

今、大石先生から高齢者対策の話と個人情報の保護という二つの視点でお話をいただきました。高齢者向けの回収に関しましては、個別の事業者でこれはというものがあるかといえば、協会としては把握をしてないというところがございます。

一方で、今日の御説明の中でも、テレビの回収を例にいたしました。家電の4品目につきましては、販売したときに古い製品をどうするかというところが、ある程度仕組み化されて、申込みの受付や、実際に配送したときに引き取るということも自然に行われていると思っております。

これは小売業者様に御協力をお願いしなければいけないところではありますが、小型家電につきましても、売ったときに古い物を適正に回収するというのがコミュニケーションされていくことによって、高齢者の方に対しても、量販店様のサービスとして広がれば、僕としては一番うれしいなと思っております。この辺りは皆様からも御意見をいただければと思います。

二つ目の個人情報の保護のお話がございました。昨今、大変重要な問題だと思っております。まず、小型家電リサイクル法につきましては、セキュリティがしっかり管理されたところで処理をしなければいけないというのが法律の認定要件にもなっているところでございます。各社はその認定要件を満たした形で当然許可を取っているのですが、それ以上の取組というのは個社の取組になると思っております。

東京都さんの取組でいいますと、今日の参考資料の後ろにつけさせていただいたのですが、47ページの3ボツ、レアメタル緊急回収プロジェクトということで、なかなか事業者からパソコンが回収できないことの原因には、データ消去の問題があるのではないかな、この辺りのストレスを軽減すれば、量が集まるのではないかなということで実証されたプロジェクトがございいます。

2か月で763トン、台数で4万台ぐらいあったのですが、ある程度安心安全が確保できれば出てくるところもあるのではないかなと思っています。次ページをお願いします。

今、小型家電リサイクル協会としまして、先ほど御紹介しましたとおりG I G A端末が小型家電リサイクル法で処分するということで、環境省から周知がなされているところでございます。当協会でも、都内をこのG I G A端末を回収処理できる事業者の一覧をまとめておりまして、各社のセールスポイントもこちらにまとめているところでございます。

個別はなかなか申し上げにくいのですが、自治体さんのほうで、このリストの中からしっかり事業者ヒアリングをしていただいて、取捨選択いただくというところも大事なのではないかなと思っております。御参考にしていただければと思います。

○大石委員 色々と教えていただいて、ありがとうございました。

○田崎部会長 中村様、貴重な意見をありがとうございます。

○中村氏 どうもありがとうございました。

○福安計画課長 ありがとうございます。

続きまして、バイオマス分野といたしまして、自治体から国分寺市の栗原様より御説明をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗原氏 よろしく願いいたします。国分寺市建設環境部ごみ減量推進課長の栗原です。これから東京都国分寺市で実施している生ごみたい肥化事業の説明をさせていただきます。

それでは、2ページ目をお願いします。

まず、国分寺市の紹介でございますが、国分寺市は人口約13万人、地形の大部分は武蔵野段丘上のほぼ平坦地でございます。段丘の南端には急激に下降していく国分寺崖線、崖がございまして、こちらの崖下の各所から豊かな湧水が流れ野川に注いでいるという水と緑のあふれるまちを形成してございます。また、JRなどの交通の結節点という部分もございまして、都心のベッドタウンとしての住宅都市として発展しているという要素もございます。

なお、身近な話題としましては、1ページ目にある写真のとおり、新しい庁舎が建設されまして、今年の1月からこちらで職務、業務を進めておりますので、気持ちを新たに職員が取り組んでいるといったところでございます。

国分寺市の紹介は以上でございまして、3ページをお願いいたします。

これから説明する生ごみたい肥化事業の説明の前置きといたしまして、メインの生ごみ拠点収集事業を中心に、ほかに国分寺市の生ごみの流れ、当該事業にかかる費用や生ごみ収集量、そして効果や課題などについて説明をさせていただきます。

まず、きっかけでございます。国分寺市は、平成25年5月から市内全域を対象として指定収集袋の有料化を進めまして、その後、平成26年3月に生ごみたい肥化事業を展開しているところでございます。

このきっかけでございますが、家庭用ごみ収集袋の有料化を実施するに当たって、燃やせるごみの約半分を占めるといわれている生ごみを減量するために実施をしてきたところでございます。

4ページをお願いします。

事業実施の背景をもう少し細かく申し上げますと、平成25年以前の話になりますが、ごみの指定収集袋の有料化に向けて、市民の皆さんと協議を行いながら、その協議の結

果としましては、指定収集袋のサイズを一段小さくする工夫を実践することで、家計への負担を減らすことができるのではないかとということで、この生ごみたい肥化事業について積極的なPRや事業の推進に努めていったところでございます。

また、後にこのほかにも、清掃センターの老朽化に伴い、当市の可燃ごみ処理施設については、日野市、小金井市と3市で、日野市にございます可燃ごみ処理施設を、日野市に建設することになりまして、同時に施設周辺の住民の皆さんへの影響を減らすために、燃やせるごみの減量を強力に進めてきた、そうした背景もあったところでございます。

次の5ページをお願いします。

ここからは生ごみ拠点収集事業の具体的な中身に入りますが、まず収集の仕方について、国分寺市では公共施設に生ごみ収集拠点を設けてございます。当初は清掃センターを皮切りに、第2小学校、第4小学校の3か所で回収をしてまいりました。

その後、公民館3館に設置をしまして、今年度も新たに西町プラザに設置し、7か所で実施する予定でございまして、生ごみを身近で排出できるような体制を目指してございます。

なお、生ごみの回収日につきましては、燃やせるごみの日の午前で週2回実施しているところでございます。

6ページをお願いします。

実際の流れについてでございますが、御覧のとおり、基本的にはまず、事前に登録をいただきまして、収集拠点へ生ごみを持ち込んでいただくといった流れになります。収集拠点におきましては、シルバー人材センターに拠点収集管理を委託してございまして、会員が立ち会って収集の管理を行ってございます。

その次に、事業者が生ごみを回収した後にたい肥を生成し、市にたい肥を納品して配布をしている、御覧のような流れになってございます。

次の7ページをお願いします。

こちらは、生ごみとして出せるものについてでございます。全ての生ごみが出せるというわけではございません。たい肥をつくるに当たっては、発酵させて製造する関係で、固形物のうち、特に硬いものや水分の多いものにつきましては、たい肥の生成に適さないため、御覧の絵にあるような区分で行っているところでございます。

なお、生ごみたい肥化事業を登録する際には、あらかじめ登録者の方へ周知をさせていただいているところでございます。

8ページをお願いします。

たい肥の作り方についてでございますが、詳細は事業者に委託しておりますので、細かなノウハウまでは分からない部分がございますけれども、回収した生ごみの水分を飛ばして剪定枝や下草、落ち葉を細かく裁断して、これと混ぜ合わせて、日に当てて乾燥したり水分を加えるなどを行いながら発酵させてたい肥を作成しているところでございます。

9ページをお願いします。

その他としましては、たい肥の生成に関連して、ほかにも生ごみを収集してございまして、掲げさせていただきました。先ほどお話ししましたとおり、たい肥をつくるた

めには、剪定枝、落ち葉、下草が必要でございますので、別途2週間に1回ではございますけれども、燃やせるごみや燃やせないごみなどの収集区分と同様に、剪定枝、落ち葉、下草という区分で戸別収集も行っております。事業者の施設に搬入をして、その一部を活用しているといったところでございます。

ほかにも、生ごみの収集につきましては、全小学校、10校ございますが、全部の小学校と、一つの公立保育園、こちらの給食残渣や、ほかにも6世帯以上のグループや団体が任意で拠点を設置していただければ、そちらに事業者が回収をするといった拠点収集も同時に実施をしているところでございます。

10ページをお願いします。

ここまで説明をさせていただきました内容について、それにかかる費用、そして生ごみの収集量について、まとめさせていただきました。こちらは令和6年度の決算数値を基に生ごみの収集量と処理費用を一覧にさせていただいています。

概算ではございますが、御覧のとおりでございます。一番下になります令和6年度ベースで、生ごみは151トン、堆肥につきましては32トン、経費につきましては3,830万円となっております。

このほかにも、積算できなかったため、こちらに記載はできなかったのですが、先ほどの剪定枝、落ち葉、下草の戸別収集費用につきましては一括の委託をしておりますので、プラスαの経費がかかっているといった状況でございます。

11ページをお願いします。

生ごみたい肥化事業の効果でございますが、1番目としましては燃やせるごみの減量になります。燃やせるごみの全体量は1万2,000トンほどございますが、それに比較しますと、生ごみの収集割合は低いところではございますけれども、収集量の拡大を長期計画である国分寺市の総合ビジョンの目標にも掲げてございまして、拠点の拡大や登録会員の増員を目指して、生ごみの収集の増量を現在狙っているところでございます。

2番目に、リサイクル意識の向上。私はこれが一番だと思っているところでございますが、課題があるからこそ、それを解決するためにどうすればいいか。市民の皆さんと共通の意識を持つこと、これがごみ分別や収集への協力につながっていると考えているところでございます。

生ごみたい肥化事業をすることで見える効果といいますか、ごみを減らそうという当事者意識が向上しているのではないかと考えているところでございます。市民の皆さんの気持ちや心に訴えながら、普及啓発活動に取り組んでいるところでございます。

3番目は、たい肥の活用になります。たい肥を配布している拠点につきましては、短時間で欠品する拠点もございまして、ニーズは高いところでございます。また保育園におきましては、花の栽培をする際に、鉢植えの中にたい肥を活用して行っているところでございます。御覧のような様々な効果があると考えております。

12ページをお願いします。

改めて、資源循環の話でございますが、御覧のとおりでございます。繰り返しになりますが、市民の皆さんも、生ごみたい肥化事業で資源循環を身近に考えることができると思っております。

限りある資源を有効に活用し、さらなる循環型社会の構築を目指すこと。生ごみたい

肥化事業につきましては、資源循環のよいモデルであり、国分寺市としては普及啓発活動に力を入れているところでございます。

最後、13ページをお願いします。

こちらでは、課題等を挙げさせていただいております。主立ったところにつきましては、3番目の費用、経費についてでございます。

10ページでも説明しておりますが、御覧のとおり、多く費用がかかっておりますので、今後も拡大していくには補助金などの支援も必要ではないかと考えております。

最後になります。市の姿勢としましては、ごみ廃棄物の減量につきましては、日々の小さな行動、努力、積み重ねが必要と考えております。そうしたことを繰り返し、繰り返しPRしながら、ごみの減量に結びつけたいと考えてございます。

説明は以上でございます。御清聴、ありがとうございました。

○田崎部会長 それでは、質疑に入りたいと思います。

挙手の上、御発言いただければと思います。岡山委員、森委員の順番でお願いいたします。

○岡山委員 小学校を使われて収集されているということなのですが、具体的に小学校で一般市民が入ってきて、そこで生ごみを置いていくわけですが、どのように収集されているのか、その方法を教えてくださいというのが1点。もう一つは、たい肥化事業者ですが、市内にある事業者であるのか、それとも、市外に出しているのかを教えてください。

以上、2点です。

○栗原氏 一番目の御質問でございますが、6番目のパワーポイントの資料を御覧いただきますと分かるのですが、こういった入れ物を、小学校の道路側の入り口のところ、敷地の中に設置してございまして、そこにシルバー人材センターの会員の人が立って、生ごみを持ち込んでいただいた市民の方の受入れを行ってございます。

もちろん生ごみは袋に入れてございますので、袋も回収をしているところでございます。

二つ目の質問は、市外の事業者を持ち込んでいるところでございます。

○岡山委員 分かりました。ありがとうございます。

10校の小学校だったら全部できそうな気もするのですが、いかがでしょうか。今は小学校二つだけです。

○栗原氏 もちろん学校側の協力も必要ですけれども、小学校ですとセキュリティの関係もございまして、学校の敷地の状況に応じた形で対応しているといった状況でございます。

○岡山委員 分かりました。ありがとうございます。

○田崎部会長 続いて森委員、お願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。

この生ごみのたい肥化事業に参加できる市民を登録制にしているというところで、登録制にすることによって、ある種お行儀よく出してくれる方が選別できるということもあれば、一般の市民からすると、ちょっと参加のハードルが上がっていると思うのですが、この辺りのメリット、デメリットの実態を教えてくださいませんか。

○栗原氏 登録制にしてございますけれども、登録につきましては、お電話で登録をすることができまして、登録をすれば、市内、今回 7 か所になります。7 か所に持ち込むことが可能になるという状況でございます。

登録制にしている理由につきましては、収集拠点が市外に近いところだと、市外の方が持ち込んだりすることもございますので、そういった面で、登録制にしております。登録は簡素にできる状況になってございます。

以上です。

○森委員 ありがとうございます。

ちなみにこれは登録した市民かどうかというのは持ち込まれた時点で確認をどなたかがしているのでしょうか。

○栗原氏 はい。登録をさせていただきましたら、登録証をお届けする形で確認をしております。

○森委員 ありがとうございます。

○田崎部会長 続いて、天沢委員、お願いいたします。

○天沢委員

御発表、ありがとうございます。2 点教えてください。

1 点目が、本日御発表いただいた内容が、今どのぐらい処理されているかというのと、将来的な見通しもお話いただいたのですが、実際拡大をしていく中で、どこが課題になりそうかというのがお伺いしたいなと思いました。現在の処理量に関して、まだまだ余裕がありそうなのかというのをお伺いしたいです。

2 番目が、今、出来上がったたい肥を無料でお配りしているということですが、このたい肥というのは、基本的に全部さばけているのでしょうか。それとも、例えば公園整備などの公共事業に使うなどは検討されたかを教えてください。

○栗原氏 はい。先に 2 番目の部分についてですが、たい肥につきましてはニーズが多くて、すぐになくなってしまうような状況でございますので、さばき切れているという状況でございます。

1 番目の部分についてですが、こちらの生ごみと剪定枝と合わせてたい肥をつくるところが目的になっておりますので、事業者側のキャパシティが今ぎりぎりのところまで来ているといったところがございます。

事業者側のキャパシティが大きくなれば拡大という方向はできるというところがございますが、今現在は現状のところは限度と判断しています。

○天沢委員 分かりました。ありがとうございます。

○田崎部会長 栗原様、ありがとうございます。以上で質疑を終わりにしたいと思います。御退出いただければと思います。

○栗原氏 ありがとうございます。

○福安計画課長 続きまして、リユース分野といたしまして、一般社団法人日本リユース業協会、金島様より御説明をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○金島氏 本日は、大変貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は、一般社団法人日本リユース業協会でサーキュラーエコノミー推進委員会副委員長を務めております、マーケットエンタープライズの金島と申します。本日は、よろし

くお願いいたします。

次のページ、お願いします。

本日は、初めての発表となりますので、協会の概要に触れながら活動概要等につけていきたいと考えております。

当協会は、リユース業界の透明性の高い健全な発展を通じて持続可能な循環型社会の形成に貢献をするということを目的に2009年4月に設立した団体でございます。

昨日、新たな理事体制で再編されたばかりですので、会員企業数は若干この数字とは変わっておりますが、90社で活動をいたしております。

主な構成といたしましては、上場企業20社を含みます正会員35社等々で構成されておまして、会長には当社のマーケットエンタープライズの小林泰士、副会長にはハードオフコーポレーションの山本太郎、アップガレージグループの河野映彦が務めております。

ここからはリユース市場についても触れていきたいと思っております。

リユース経済新聞社の調べによりますと、リユース市場は長らく2兆円台で推移してまいりました。当団体が設立した2009年当初は1兆円程度の規模だったかと思うのですが、2023年の実績で3兆円を突破いたしまして、2030年には4兆円に上ると言われているところでございます。2009年以降、14年連続で市場を拡大しているというような形でございます。

ただ、この数字は、単なるB to Cの売上高でございまして、B to B、リユース事業者間での構成を含めると、さらに数兆円の市場規模が存在していると言われており、GDPの約1%に相当するとも推計されている状況でございます。

また一方で、このメルカリ社が出されている統計では約66兆円の隠れ資産があると言われており、まだ御自宅に眠っている商品がたくさんあるというのがこのリユース市場の特徴と思っております。

一方で、こちらは環境省様のリユース市場規模調査というアンケートから引用させていただいておりますが、リユース品の購入という左のグラフにございますとおり、過去1年間で利用をしたことがない、購入したことがないという方に関しましては、2021年度は70.3%。右の図にございますとおり、リユース品を過去1年間に売却をしたことがないというところになりますと、68.7%とまだ多くの方がリユース体験をしたことがないというのが実態と考えております。

一方、見方を変えれば、これは災害時には災害廃棄物にもなる可能性があるわけございまして、環境省様では、南海トラフ地震では最大2万4,000トンの災害廃棄物が出ると言われておりますが、そういった観点からも眠らせないで、適切にリユース、リサイクルを実施するというのが非常に重要だろうと考えているところでございます。

ここからは、当協会の活動内容について、少し御紹介をさせていただければと思います。当協会は年に4回、理事会を開催いたしまして、当協会の方針を議論しているところでございます。昨日も会員総会が行われまして議論を取り交わしてきたところです。

各議案や検討、また近況報告など、業界内での情報共有を図ってきまして、同日の連絡会というのもあるのですが、こちらは他会員様、他企業様も踏まえて交流会を実施し

ているということでございます。また、官公庁の関係者様、国会議員の先生などをお招きして、業界外でも関係構築に努めているところでございます。

今年は、循環経済の移行に向けてリユース推進の機運を高めることを目的として、浅尾環境大臣が、リユース事業者、自治体様、有識者等々を集めまして、リユースの促進についての意見交換も行われているところでございます。第1回では、当協会の会長も出席をさせていただいております。

また、外部講師をお招きして懇親会なども実施をいたしており、経営者勉強会なども頻繁に行われています。

当協会の大きな取組として、リユースハンドブックの発行も行っております。こちらは警察庁をはじめ関係省庁様にも御協力をいただきながら古物営業法を中心としてリユースショップを営む上で必要な知識を学べる内容に編集いたしております。

そちらのガイドブックを基に、リユース検定を当協会が行っております。こちらは年4回受験ができるものでございまして、これまで累計46回実施をしております。現在、1万2,359名の「リユース営業士」と言われる人を輩出しております。リユース市場の健全な発展ということで今、貢献をしているところでございます。

こちらは当協会の社会貢献活動ということで、これも長らく続けてまいりましたが、年に1回10月に、富士山の麓、もしくは富士山に行きまして、富士山クラブというNPO団体と一緒に、ごみの清掃活動をいたしておりリユースをさらに広げていきたいと思っているところでございます。

こちらは、「リユースの日」ということで2023年から始まった取組でございます。リユースの啓発を目的とし、物が人から人へと循環し続ける様子がイメージできる「無限大(∞)」が、数字の「8」に見えることから、8月8日を「リユースの日」としましたリユースの認知に貢献しているところでございます。

こちらは、当協会のホームページに掲載されているところでございますが、毎年、会員企業にアンケートを取っておりまして、買取り点数と、環境省様から出されている原単位を算出、掛け合わせた数字で、CO₂の削減貢献量を掲載させていただいております。

買取りやプラットフォームの取引によって廃棄されなかったため、廃棄時に発生する予定だったCO₂を削減した合計量を表しているという数字でございます。東京ドーム347杯分となっており、今後もしっかり、貢献をしていきたいと考えているところでございます。

地方自治体様との連携につきましては、今、全国に20を超える自治体様と連携をさせていただいており、会員企業を中心としてリユースショップをまとめていただき、実際のホームページや配布物に掲載、掲示をいただいているところでございます。

次のページ、お願いいたします。

当団体ではガイドラインを設けております。リユース業界では、法律ではカバーし切れない諸問題が多数存在しております。

いわゆる悪徳業者と言われる者によって、せっかくリユースを利用する消費者の体験を損なってしまいますと、がっかり体験となり、リユースを次はしないということがあり得ると思いますので、こういった課題に対して当協会はガイドラインをまず設定して

おります。

次のページも、訪問買取、出張買取と言われるものや催事買取にまつわるもの、誇大広告の禁止等、様々なガイドラインを設けながら、健全な事業者の育成に努めているところでございます。

また、当団体はサーキュラーパートナーズにも参画しており、当協会といたしましては、2030年にリユース営業士を1万6,000人増やすということと、CO₂の削減量を110万トンとする目標を掲げさせていただいているところでございます。

次のページ、お願いします。

自治体様との取り組みのご紹介ということで、マーケットエンタープライズの事例を御紹介させていただければと思っております。

こちらは「おいくら」というサービスでございます。「おいくら」は、「まだ使える」を、持続可能な社会の実現に向け、「捨てる前にリユースを」という文脈で、現在253の自治体様に御導入いただいているサービスとなっております。人口カバー率換算ですと、人口41%のカバー率まで伸びてきております。

次のページ、お願いします。

「おいくら」は、ユーザーが売りたいものの情報を入力しますと、全国1,000店舗の事業者さんから査定を行い、最大20社からリユースの見積りが届くというプラットフォームとなっております。

利用者にとっては、複数店舗を回って、相見積りをする手間も最小限に抑えられます。特に大型の家電や家具、こういったものは搬出が非常に難しく、高齢者や単身世帯、引っ越しのタイミングで非常に重宝されるサービスとなっております。

次のページ、お願いいたします。

自治体様からみれば、廃棄に回る前にリユースを推進するという取組で実施いただいておりますが、まさに引っ越しシーズンになりますと、利用者さんも廃棄するのに1か月待ちということもあります。廃棄物になる可能性があったものを、リユース事業者にお問い合わせすれば、今日、明日に来てくれる可能性もございますので、自治体様の負担軽減ということにもつながっているという内容になっています。

また「おいくら」は自治体様のごみカレンダーやのホームページ、チラシ、LINEやAIチャットボットに連携していただいています。

続いてリユース産業の資源循環を巡る背景・特性・課題という内容について触れてみたいと思います。リユース事業者と一口に言っても、それぞれが抱える課題や背景は多様です。

取り扱う商材も多岐にわたり、それぞれに異なる基準が存在します。

たとえば、宝飾品、骨董美術品、ヴィンテージ品など、「古さ」そのものが価値となる商材も多く、こうしたカテゴリーをどのように資源循環の観点で捉えていくかも、重要な論点のひとつだと考えています。

次に、物流・保管に関する課題についてです。特に大型品の場合、回収・保管・再配送にかかる流通コストが非常に高く、事業者にとって大きな負担となっています。

一方で、地産地消のように地域内で循環・還元していく仕組みは、持続可能な資源循環を実現する上でも非常に重要な要素だと考えています。

今後、こうした地域循環の取り組みを一層促進していくためには、コスト面での支援や制度的な後押しなど、何らかの環境整備が求められるのではないかと考えております。

また、リユース品においては、修理ニーズへの対応も重要な視点です。既製品や完成品をそのままリユースする必要がある一方で、パーツ取りといった活用方法も存在します。

「アップサイクル」におけるパーツ需要はますます高まっています。単に廃棄するのではなく、部品として再利用できるものは可能な限り循環させていくことが、今後ますます重要になると考えています。

そして、メーカーさんによる下取りスキームや認定中古車、中古品、こういったところで、販売戦略の一環としてもリユースが活用されるケースというのも多くなってきました。

このリユース産業には、個人・中小企業・大手企業、さらにはプラットフォーム型の事業者まで、実に多様なプレーヤーが存在しています。

そのため、共通ルールや基盤的な規制の整備が難しいという点が、現在の大きな課題の一つです。た、消費者との間にニーズのギャップが生じる場面も少なくありません。

たとえば、消費者の方は「来てくれるならできるだけ多く回収してほしい」という要望をお持ちですが、私たちはあくまでリユース事業者であり、廃棄物の処理業者ではないため、廃棄に該当するような商品をお引き取りすることができず、結果として期待との乖離が生じてしまうケースもございます。

さらに、信頼性の観点でも課題があります。一部の個人や事業者による不適切な取扱いが、業界全体の信頼を損なう事態につながることもあります。

実際、警視庁の発表によれば、2023年時点で古物商許可の届け出件数は52万件にのぼりますが、同年における行政処分はわずか923件にとどまっており、現行制度の中では実効的な監視や是正が十分に機能させていくというのが難しい課題があると考えています。

こうした現状を踏まえ、私たち日本リユース業協会としては、法令遵守や適正な運営を行う事業者の育成を一層推進し、業界全体の健全性と信頼性の向上に努めてまいりたいと考えております。リユース産業は、引き続き成長産業でございます。全国に約1万9,000店ものリユース店舗が存在しており、店頭買取り、出張買取り、宅配買取り、催事買取りや月間数千万人の利用がある。フリマアプリをなど多数の買取り・販売のチャネルが展開されております。

最後になりますが、リユース産業の一層の発展には、製品のライフサイクルを延ばして、資源の有効活用を促進するという点においては、サーキュラー・エコノミーの推進に直接に寄与するものと考えております。

加えて、リユース産業は人々が製品を手放す最初の接点として位置しております。既存のリユースのインフラを活用することで、使用済製品の効率的な回収や、再資源化に向けた動きを一層加速できるようになるかと考えておりますので、今後もリユース業界の健全な発展を通じて、持続可能な社会の形成に貢献していきたいと思っております。

以上でございます。

○田崎部会長 それでは、質問を受けたいと思います。どなたかありますでしょうか。

では、村上委員、大石委員にお願いいたします。

○村上委員 お話、どうもありがとうございます。非常に重要な取組をしていらっしゃると思い、改めてお伺いをしていたところです。2点、お伺いをさせていただきます。

どちらも最後のスライドですが、まず、物流保管のお話があり、それは非常に重要だと思うのですが、例えばプラットフォームのような話と連動して、物流を一緒にやって効率化するところまで行けそうなのではないかというお尋ねが一つ。

あとは、これも最後のところで、メーカー認定品が出てきたり、修理があったりという話もあったかと思うのですが、その辺りに関連して、保証のようなものをつけるという可能性があり得るのか。また、そういうものが出てくると、消費者側の需要度合いが上がるのか、もし御知見がおありであれば教えていただければと思います。

以上、2点です。

○金島氏 ありがとうございます。

1点目の物流保管の部分、各社との連携という御質問かと思いますが、こちらはやはりロケーションの問題と、先ほど物を倉庫から倉庫に移動させる、この物流費の問題、これは難しい問題があると思っております。回収拠点は全国に散らばっていても、それをどこかに集約させるということで、二重の物流コストがかかります。

流通品においては、再販売により移動コストを回収できるわけですが、一方で、価格はお客様に転嫁されるため、実際この辺りが価格にとってはどうなのかという問題と、実際このコスト負担ということはどうなのかという課題をはらんでいると思っております。

2点目の、メーカー認定品に関するご指摘についてです。

おっしゃるとおり、補償制度などを含めた取り組みは、各メーカーにおいて徐々に進みつつあります。

当社の事例で申し上げますと、パナソニックストア様と連携し、電動アシスト自転車のリユースを進めております。

同社では、現時点では使用済み自転車の回収が難しい状況もあることから、当社が回収を担い、再販に向けた取り組みを行っています。

修理体制の構築については、現段階では本格的な展開には至っておりませんが、こうしたメーカー連携の動きは確実に広がってきていると感じています。

一方で、修理後の販売価格が新品と大きく変わらないといった市場構造の課題もあり、メーカー各社がどこまで本格的にリユース・修理に取り組むかについては、なお今後の動向を見守る必要があると感じております。

ただ、私たちリユース事業者としては、こうした分野こそ積極的に取り組むべき領域であると考えており、引き続き連携の強化や体制整備を進めてまいりたいと思っております。

○村上委員 どうもありがとうございます。

○田崎部会長 続いて、大石委員、お願いいたします。

○大石委員 ありがとうございました。

今、村上先生が質問されたことと重なるのですが、やはりリユースと言う以上は、次

に利用する方がいて初めて回るものなので、洋服などはまだいいのですが、例えば機械製品ですと、中古車のように安全性、本当にこれを使って大丈夫だろうかと、消費者が一番そこが気になります。今後さらに社会で回るためには今、村上先生がおっしゃられたように認証など、安心して次の人が買えるような仕組みをぜひつくっていただければと思います。

あともう1点は、リユースで引き取っても結局売れないもののがかなり出てくるのではないかと思うのですが、そういうものの処理については、例えば業界の中で何か検討されているのか。結局、最後がまたどうなるのかというのが気になりましたので、教えていただければと思います。

以上です。

○金島氏 ありがとうございます。2点目のところをちょっと中心にお話しさせていただきます。

リユースは、そもそも「有価物」でなければ回収や買取ができない、という法律上の制約がございます。

この点は、業界としても一つの大きな壁となっており、私たちとしても適切に法令を遵守することが非常に重要だと考えております。

ただ実際には、業界全体を見渡すと、このルールが十分に守られていない事例も見受けられます。

そういった中で、私たちとしては、リユースできないものについては無理に回収をせず、適正な判断を行うことが、健全なリユース事業者としての基本的な姿勢であると考えております。

この問題は、制度面・運用面ともに難しさを抱えておりますが、今後業界としても、消費者とのギャップを埋めるような説明や啓発の取り組みも含め、丁寧に対応していく必要があると認識しております。○大石委員 ありがとうございます。せっかく協会としてやっていらっしゃるのので、ぜひその辺りはしっかり見ていただければと思います。

○金島氏 ありがとうございます。

○田崎部会長 ありがとうございます。

それでは、次の発表に移りたいと思います。

○金島氏 ありがとうございます。

○福安計画課長 続いて、都内の事業者の資源循環構造といたしまして、東京商工会議所から本審議会の委員でもあります上林委員から御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○上林委員 よろしくお願いたします。東京商工会議所 産業政策第二部の上林でございます。

今回、お時間をいただきまして、東京商工会議所における資源循環に関する取組についてお話をさせていただきたいと思います。東京商工会議所は東京23区に所在します企業様、8万4,700社の会員の皆様に対して、経営支援や、皆様の声をお聞きして政策提言や要望につなげていくこと、そして地域振興対策を実施していく経済団体でございます。

では、中身に入っていきたいと思います。1枚めくってください。

本日は、このような内容での発表とさせていただきたいと思います。

では、早速1ページ目を見ていただければと思います。

2023年3月に実施したアンケートについて共有をさせていただきたいと思います。資源・エネルギー部会という産業別に構成をしております部会1, 200社を対象に、やや回答数は少ないデータになっておりますが、一定の傾向はこちらで見ていただけると思っております。

こちらは、実際に聞いているテーマとしましては、取り上げる講演テーマの要望というところで関心度を見られればと思っております。

赤枠で囲みました資源循環リサイクルのところ、こちらについては、特に生物多様性ですとか、他の項目に比べると高くはないけれども、決して低くはないということが言えると思います。右側、中小企業に絞ったデータでは、カーボンプライシングや、省エネよりも関心度が高いというデータになってございます。

次、お願いします。

同じく資源・エネルギー部会1, 200社に対する質問で、視察先についての要望、希望を聞いております。こちらについても、同様の関心度となっていると思います。同じく省エネやカーボンプライシングよりも高い結果というような内容になってございます。

こちらは、2023年のものが今回のテーマに関連するところと思い掲載させていただきましたが、現在、対象1万5,000社に拡大した日本商工会議所と連携したアンケートで、今後、脱炭素に対する取組でやりたいと思っていることについて、サーキュラーエコノミー、資源循環についての関心度もヒアリングをしていく予定でございます。

では、続いてでございますが、今度は東京商工会議所としての取組について紹介させていただきたいと思います。

我々は、セミナーを会員企業様に対して実施をするという機会が多くございます。こちら、資源エネルギー部会で開催した、これまでの直近の講演会について紹介させていただこうと思い、掲載しております。

2020年には、経済産業省、産業技術環境局から講師をお招きいたしまして、「資源循環政策について」、そして2022年2月には、一般社団法人サステナブル経営推進機構様から講師をお招きいたしまして、この「カーボンニュートラル実現の道筋としてのサーキュラーエコノミー」、そして「ビジネスの在り方」というテーマをメインに据え、それぞれ4本立てで情報提供を実施しております。

そして、直近では、昨年9月に三菱UFJリサーチ&コンサルティング、清水様をお招きし、「中小企業における循環経済型のビジネスモデル」について講演会を実施いたしました。

ここでは、中小企業の皆様にこの資源循環型のビジネスモデルを我が事として捉えていただけるよう、丁寧な分かりやすい御説明を講師の方からしていただきました。

このように定期的に、資源循環、サーキュラーエコノミーについて取り上げ、皆様の関心度をさらに高め、中小企業の取組にルートインしていくよう発信を続けてございます。

では、1枚めくっていただけますでしょうか。

こちらで、我々東京商工会議所自体が取り組んでいる事業の一つで、検定事業がございます。そこで、環境社会検定、いわゆるe c o検定を環境教育の入門編と位置づけ、2006年からこの試験を開始してございます。

2006年から長きにわたって継続をしており、基本的に年2回の検定ということで、これまでに66万人が受験をしていただきました。そして「エコピープル」と我々はお呼びしておりますが、検定試験の合格者39万人が誕生しているところでございます。

ここは、基本的には環境全般に対してビジネスパーソンとして最低限知っておくべきことを、体系化して教育、学習に使っていただける内容になっておりますが、循環型社会を一つ、項目立てに大きく取り上げており、ここについて体系的に学べるような内容となっております。

この検定は、知る人ぞ知るというものではなく、広く広まってきており、右側に御紹介させていただいておりますが、日本の資格検定2023年度の注目の資格検定ランキングでは第1位に認定をさせていただいております、注目度が上がってきている検定でございます。

また、我々が実施している検定でございますため、もう一言添えさせていただきますと、これは合格者を何人出すということだけにとどまらず、取得していただいた後にも、エコピープルの輩出をどれだけ支援しているかという企業様を検証したり、エコピープル、合格者の皆様の「サロン」と称するグルーピングで交流を深めていただいたり、推進している企業様の取組を御紹介したりと、アフターフォローにも力を入れている検定でございます。これは引き続き、積極的に推進していく予定でございます。

次のページです。

ここから先は、会員企業様の取組について御紹介させていただいております。8万4,000社以上の会員企業がいらっしゃいますので、その中のごく一部ということではございますが、例えば株式会社リーテム様、これは環境資源関連のお取組を非常に積極的に推進していただいております、会員企業の中でもリーダーシップを持って取組をいただいている企業様でございます。こちらは、資源循環リサイクルに関するコンサルティングを手がけていらっしゃり、資源の循環にとどまらず、製品の循環についてもいち早く取組をスタートされていらっしゃいます。

企業自体は100年以上の老舗企業様でいらっしゃいますが、こうした先進的な取組を早くから続けられています。

また、右側に見ていただきますように、御自身のWEBサイトで啓発活動が続けられていらっしゃいまして、消費者の皆様へもこうした意識づけの取組を進めていらっしゃいます。ということで、会員企業の一つとして御紹介をさせていただきました。

次のページを御覧ください。

こちら、我が東商の会員企業様の一つで、コアレックス信栄様という企業様でございます。中央区の会社でございますが、こちらは芯なしのトイレットペーパーを開発したことで有名な企業様でございます、技術力に磨きをかけていらっしゃいまして、様々な難しい種類の古紙の再利用、再資源化などに取組をされていらっしゃいます。

こちら中のごく一部でございますが、我々の企業様からこうした積極的な取組をされていらっしゃる企業様がいらっしゃいましたので、御紹介をさせていただくとともに、こ

うしたお取組を会員の皆様ほか、メンバーの皆さんに、いかに展開をしていくかというところも重要な取組だと思っております。

我々も、脱炭素という大きな枠組みではありますが、会員企業さんの小集団活動で研鑽を高めたり、あるいは産学連携の共同開発をしていくといった企画も昨年、一昨年度から展開を進めているところでございます。

こうした取組も今後、資源循環や、サーキュラーエコノミーについてもより注力していきたいと思っております。

では、最後のペーパーを御覧ください。

計画策定について、一言、こちらにコメントを記載させていただいております。中小企業においても取組の必要性が高まっているところは論をまたないというところかと思えます。

一方で、中小企業の皆様のお声を大きく上げていくことは、我々の役割、立場というところもございしますが、様々な経営課題が山積している状況でございまして、中長期的な課題に対して優先順位を上げていくのは、なかなか難しいという局面もございします。

それを踏まえまして、今後の計画推進、施策についての取組に当たりましては、ぜひ中小企業の実態を十二分に踏まえた配慮をお願いしたいところでございます。

また、こういった先進的な取組をされている企業様も多くいらっしゃる中で、企業の努力が適正に評価されることを実現していくことを念頭に置いた推進をぜひお願いをしたいというのが、我々の立場からのお願いでございします。

例えば、もろもろの取組によるコストアップ分を取引先企業が、あるいは消費者が受け入れていただけるような環境を整備、風土を醸成していく、盛り上げていくということも非常に重要な観点かと思えますので、最後に申し添えさせていただければと思います。

我々からの発表は以上とさせていただきたいと思えます。

○田崎部会長 御発表、ありがとうございます。

それでは、ただいまの発表について質疑したいと思えます。

大石委員、よろしくお願いします。

○大石委員 ありがとうございます。中小企業様ならではの様々な苦労があると思えます。

特に中小企業といっても、ある程度、大きなところはいいと思えますが、本当に小さな企業様が取り組む場合に、その要となる商工会議所様の働きというのはすごく大きくなると思えますが、その点で都との連携についてはどのような御希望を持っていられるか、ぜひお聞かせいただければと思えます。

○上林委員 ありがとうございます。

小規模企業の皆様は、本当に様々な課題がおありでございしますので、どこから手をつけていくかということも、もちろんあります。我々としましては、やはり商工会議所内で経営指導の担当者がございしますので、彼らが小規模事業者の皆様からのお声に寄り添いながら、その中でできることは何だろうかということをしつかりとお伝えをして、共有しながら進めていきたいと思っております。

そこには、我々も御紹介しました各種セミナーや、テーマを絞った小集団活動といったところに取り組んでまいりますので、そこへのトスアップといえますか、機会をつく

っていくというところを、東京２３区には各支部がございます。本部から発信だけをしているとなかなか難しいかと思いますが、小規模事業者様のお声を直接聴く担当の者もでございますので、そういったところでの親身になった取組というのはやはり心がけていかなければいけないと思っていますところでございます。

○大石委員 ありがとうございます。

どちらかといえば、そういった企業さんのほうが多いわけで、そこが動くことで本当に社会は変わらと思うので、ぜひ頑張っていていただきたいと思います。

○上林委員 ありがとうございます。

○田崎部会長 そのほか、ございますでしょうか。

では、私から上林委員に少しお聞きしたいのは、中小企業といってもさらに細分化していくと、規模としても大きいほう、小さいほう、極端に二極化して分けたとすると、比較的小さいほうの事業者でも努力しやすい廃棄物管理、ないしはサーキュラー・エコノミー関係の取組と、比較的大きいところでもやりやすいところのもの、事例を教えてください。

○上林委員 はい。先ほど御紹介しましたように、比較的規模の大きいところでいきますと、先ほどの事例で御紹介をさせていただきましたような、リーテム様ですとか、コアレックス様のような、御自身の強みを発揮していくための商品開発や、技術開発というところを御支援させていただけるのではないかと思います。

ここにつきましては、より先進的な取組として産学連携の取組の機会なども御用意をさせていただくことがございます。こちらについては、今のところ脱炭素の大きな枠組みの中ではありますが、そういった機会の御提供というのが一つ、大きめの企業様については、より強みを磨いていくという観点で重要なおところと思っています。

小規模企業の皆様については、まだまだ我が事という御認識がなかなかない分野でもございますので、ここについては、社会のニーズの在り方といったところの啓発活動、こちらがまず第一歩かなと思っています。

ここについて、今のSDGsの機運や資源循環、エコ活動に取り組むこと自体が、社会に受け入れられるプラスの活動になるということについては、我々も非常に強く積極的に発信をしているところでございますので、まずその認識を持っていただくことが重要かと思います。

メールマガジンですとか、会員様８万４，０００社いらっしゃいますので、色々ところでこの取組を目にさせていただくことや、経営指導員、実際に担当する人間から地道にお声かけをしていくというのがポイントかと思っています。

○田崎部会長 ありがとうございます。よく理解できました。

それでは、時間も来ましたので、上林委員からの説明は、以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○福安計画課長 ありがとうございます。では、本日の最後の分野となります。建設廃棄物の分野といたしまして、お三方からお願いいたします。

一般社団法人東京建設業協会の大竹様、一般社団法人東京都中小建設業協会、また東京都産業資源循環協会の細沼様。同じく東京都産業資源循環協会の高橋様、お三方から順に御説明をお願いいたします。

10分ほどと短い中で大変恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

○大竹氏 今、御紹介いただきました東建協環境部会の部会長をしております大竹と申します。

次第に沿いまして、まず、東建協の主要な取組、それから、4団体で取り組んでおります、コンクリート塊の再利用問題について、連携して御説明させていただきます。最後に、東産協さんからもう一つの取組について御説明させていただきます。

次ページをお願いします。

東建協の取組について、令和6年度の活動、そして令和7年度に新しく取り組む内容についてのペーパーです。本日は四角で囲んでおりますところを説明します。コンクリートがらの再利用問題について、4月から3団体で意見交換会をもっており、11月に東京都に要望書を提出させていただき、12月には都議会自民党様を含めて、検討会が発足しております。本年度はこれに引き続きまして、再生骨材利用に関する検討、それから東京都様も今、シン・トセイということで、（仮称）東京産廃ナビ、DX推進をしておりますので、これに協力をしていくという内容になります。

次、お願いします。

これはコンクリート塊の滞留問題について、11月に東京都に要望書案を提出したものでございます。

近年は、都内近郊部での需要が減少し、滞留が問題となっています。具体的に運搬費が高騰し、実際の建設工事が止まる、遅延するなどの影響が出てまいりました。これまで繁忙期に一時的なものと思われていた、この滞留問題が恒常化してくる。このまま放っておいたら、取り返しがつかないことになるという危機感を持ちまして、下3項目を提案してございます。

まず、都の発注工事で、再生骨材を用いてほしい。2番目は、動静脈のモニタリングをしていく。3番目が再生骨材の広域活用、災害時の資材活用を含めたストックヤードの運用について、3項目の提案をしてございます。本日は、1、3番を中心に説明をさせていただきます。

次、お願いします。

まず、現状でございます。コンクリート塊の滞留について、左に二つ、大きな図と小さな図でございますが、こちらは建設リサイクル推進施策検討委員会の第2回の資料を使っております。

上が足りていない、需要がある状況、下が余ってしまっている状況で、下の大きな図が首都圏の図になっております。都内で滞留をしていることが定性的に表現をされています。

右側に移りますと、上が東建協の会社で調べた実績です。文字が間違っておりますが、「都外」となっていますが、都内処理量の減少、数字として表れてございます。

下は、2024年1月～3月における当社の実際の搬出状況ですが、都内処理ができなくなって、都外にがらを委託しなければいけないという状況になってございます。

次、お願いします。

1番目が、先ほどの再生骨材の利用ですが、左側、平成30年に関東地方で行った実態調査の結果でございます。上がアスファルト塊のマテリアルフローで、下の青字の点

線でくくっておりますのが再生砕石のマテリアルフローとなっています。

緑色になっているのが、アスファルト塊が再生砕石のほうに入っている状況です。これを、施策として、アスファルト to アスファルト、アスファルトはアスファルトに戻す方向です。化石燃料を使っておりますので、CO₂削減の点でも効果があります。千葉県等ではこれを規制していますが、全体の量でいきますと、5%程度ということで、下の砕石の新材、バージン材が45%あることからモデル的に変えていかないと、根本的な解決にはなりません。

下に二つ、取組として、再生骨材コンクリート普及連絡協議会によるもの、再生骨材の基準化からの技術開発もしておりますが、現状12万トンと、ほとんど使われていない状況です。

次、お願いします。

このほとんど使われていない状況ですが、オリンピックのときには取り合いになるぐらい需要がございました。ただ、生コンのプラントにしましても、再生骨材、別の材料をラインに加えていくのは手間がかかり、調整も難しいためうまくいきませんでした。

下の左側の表を見ていただきたいのですが、2023年度、私どもの会社で33立米でしか使われておりませんでした。再生骨材にもL、M、Hとランクがございます。一番ハードルが低いといいますか、一番構造とは関係のない部材で、とにかく使うように生コン会社等に働きかけをしてみようというのが2020年に取り組みで、結果4,000立米、ある程度のボリュームを確保できました。

右側が実際の支店排出量ですが、この東京建築支店、東京の支店では低品位のコンクリートが5,000立米でありまして、実際の再生骨材に変えているのが4,000立米と、8割の切替えが可能であったということから、上に書いてありますとおり、都内で推計しますと、生コンプラント1、2工場分の需要が生まれるという試算になります。

つまり、東京都や民間の工事も含めて、みんながこれを使えますという話になりますと、生コンプラントラインも増設、再生骨材プラントの稼働率が向上し、コストダウンにつながります。こういった鶏、卵で止まっている状況を動かしていくという可能性がここで見えたところでございます。

今は、建設事業者側からですが、今度は供給側の視点で、細沼様に解説いただきます。

次、お願いします。

○細沼氏 細沼でございます。

それでは、供給側の立場でお話をさせていただきます。

先ほど大竹さんからもお話が出ましたが、国土交通省の建設リサイクル推進施策検討小委員会でも、これは議題になっており、国土交通省さんも再生骨材コンクリートを使用したモデル事業を検討いただいております。実際に、国土交通省さんからも工事を発注したときに、どの生コン工場から出荷できるのか、ヒアリングしてきてほしいという話があり、ヒアリングを実施しました。

現在、コンクリート製造業者は限定されており、60分ルールなどから、供給エリアをまず増加させていく必要があるということが顕著に出ております。また、再生骨材については、製造出荷に当たり、需要があれば幾らでも出荷はできます、ということですが、再生骨材、コンクリートの供給エリアに最も影響する、コンクリート製造業者にヒ

アリングを実施した結果、あまり芳しくなかったところです。

今回、要望書でも、建設業界、解体業界、産業資源循環協会がみんな手を握って、東京都さんに対しても要望書を出しております。これはコンクリート廃材の滞留問題の解決のためであって、解体業者や再生資源循環業者は、このコンクリート廃材の滞留が顕著であり、生コン業者さんには、再生骨材コンクリートを使ってもあまりメリットがないということが分かってございます。

次、お願いします。

実際に再生骨材コンクリートが出荷可能なエリアは、都内に3か所しかないということが分かってございます。

次、お願いします。

実際に再生骨材コンクリートの出荷可能性についての調査結果ですが、生コンクリート工場の種類として協同組合に加盟している工場と、協同組合に加盟していない工場、非組合工場の二つに分けられます。実際に再生骨材コンクリートが出荷可能な工場は、非組合工場しかありません。

現状の組合工場から再生骨材コンクリートを定常的に出荷することは困難であり、再生骨材コンクリートのJIS認証を有する組合工場は、日本中にありません。事業者、建設会社から協同組合に発注して、組合が適切な工場に出荷を指示するのが、生コン組合の使命になっております。

残された課題としましては、生コンの協同組合に再生骨材コンクリートの必要性を理解していただくこと。また、生コンの供給システムの詳細が不明なことを解決していくことがあります。

協同組合が、再生骨材コンクリートの供給が困難であることをコンクリートのサプライチェーンの課題として捉え、普及へ課題解決の議論の場を東京都、または建設会社、解体業界、産業資源循環協会、ここが生コン業界、生コンの組合と意見交換をしながら、この問題解決に一つになって進んでいくことが肝要かと思われれます。

以上でございます。

○大竹氏 次、お願いします。

3項目の要望、課題でございます。なかなか民間だけでは対応が難しい問題であり、サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームという書き方をしていますが東京都様の（仮称）東京産廃ナビと合わせてこういったシステムを構築する必要があるということでございます。

次、お願いします。

今後の展望としまして、ビジョンとロードマップということで、次、お願いします。

ビジョンにつきましては、CO₂につきましても2050年ゼロに向け、今、大きな変革が行われております。2050年に資源循環をどうしていくか、それにカーボンニュートラルを組み合わせるということが必要かと思っています。

次、お願いします。

こういった流れの工程表を作るということで、都議会自民党からも要望されており、サーキュラーパートナーズの中にも今、東建協の有志で応募しているところでございます。

では、東産協様の取組のほうに移らせていただきます。

○高橋氏 資料122ページをお願いします。

東京都産業資源循環協会、建設廃棄物委員会の委員長を仰せつかっております高橋と申します。本日はよろしくお願いします。

産業廃棄物の分野からは、2点について発表させていただきます。

まず一つ目は、現在D Xの推進に向けて活動をしております。いきなりD Xといっても、そこまで結びつかないので、まずはデジタイゼーションと言いまして、紙、手書きの書類を、まず電子化しようとしてやっておりますが、この時点で既に課題があります。

現在、電子マニフェストは全国平均で7割弱としておりますが、電子マニフェストだけでは把握できない情報があります。例えば、品目によっても、請求単価が異なったり、品目ごとの統計がしづらい関係もあり、電子マニフェストのデータを使ってはいるものの、補助伝票として紙の書類を使っています。この紙をまず電子化しようということをやっているところです。また、品目の詳細で呼称が各社ばらばらになっております。その点も統一化していこうということで、普段の業務と別の話ですが、今、許可関係では、例えば車両の変更があるときに、私どもで電子媒体で書類を作り、紙で出力して、東京都へ提出します。

その後、東京都さんでも、紙のデータに基づいて、もう一回、データを打ち込んでおりますが、その辺ももう少しスムーズにいくよう、電子データで申請できる形を、東京都さんでも考えてくれております。

その次のステップで、デジタル同士の連携と、最終的にはD Xへつなげていくのですが、D Xも何をもってD Xとするか。その辺が今はまだ模索中です。一つ、例として、トレーサビリティの精度向上に向けて、マニフェスト、プラスアルファのものを考えていきたいと思います。

次のページ、お願いします。

2点目は、リサイクルの話になります。リサイクルの二つのことについて今、検討しております。

一つは、水平リサイクルの検討をしております。一つの例として、ガラスリサイクルが挙げられるのですが、今、全量を埋立最終処分にしております。

それには理由があり、一つはガラスを排出する工事現場においては、粉々に砕いてしまう。それがゆえに、ほかの品目と混じってしまったり、ガラスは鋭利なものであり、手を切ったりしてしまう、安全面で課題がある。それから、全体の量に比べると、ガラスは極端に少ないため、費用対効果が薄いことから、混合廃棄物になってしまう状況があります。

これを解決していくために、東京都さん、それから関連する板硝子協会さんから建設・解体・処理業の関連団体と連携して、今後仕組みづくりが必要となっています。

一つとしては、工事現場で割らないで、蛍光灯と同様に、段ボールに梱包し、排出する。そうすると、もう少しリサイクルの入り口が開くと思います。

また、リサイクルの質の向上ということで、廃プラスチック類を挙げていますが、廃プラもマテリアルの量は幾分かありますが、全体量からしたら圧倒的に少なく、焼却に回っているプラスチックも結構あります。これをマテリアル／ケミカルリサイクルに移

行していくことが必要なのが現在としております。

○田崎部会長 御説明ありがとうございます。

では、質疑に移りたいと思います。委員の方で挙手いただけますでしょうか。

岡山委員、どうぞ。

○岡山委員 ありがとうございます。2点ほど教えていただきたいと思います。

最初に、一つ目の話題、コンガラ、あるいは再生骨材に関して。少し気になったのは、今年度より東京都では新条例が発動していて、新規に建てる建物については、できる限り素材についても環境にいいものを使うということで、再生コンやエコセメントを優先して使うべしということになっていると思います。

このように都として進めている施策がある中で、この滞留問題は新規建設が停滞しているたびに起こっているのだとしたら、政策的にそれを進めていくというのは難しいのではないかとということが考えられます。

さらに、エコセメント、生コンをつくっているところが一つの課題であるというお話もあり、確かにそうかもしれないのですが、一方で、その生コンをつくっていらっしゃるところは、特に多摩地区などでは、はっきり言えば焼却灰も引き受けている事業者のため、そちらとのバッティングが気になりました。このことについて、教えていただきたいと思います。

2点目は、全然違う話ですが、今回、ここで東産協さんや東建協さんなど、3者いらっしゃっていますが、私として期待をしたい、お願いをしたいのは、やはり災害廃棄物処理についてです。

特に最後のところで、混合廃棄物の処理について東産協さんからお話があったように、解体だけではなく、片づけごみも含めて、今後考えられる都内での大災害が起こった後の初期処理については、収集運搬も含めて、今日いらっしゃる協会さんたちでどのように処理をしようかということ、もし事前に話し合われている、あるいは何らかの契約、協定を結んでいるというようなことがありましたら、その情報を教えてください。

以上、2点です。

○大竹氏 まず、再生碎石を一番使う場所、例えば圏央道であるとか道路工事では大量に使いますが、都内では、そういった工事がなくなって、アスファルトを使う工事についても、全く新しい道路を造るわけではなく、表面だけ剥いで造り直すということで、都内の需要がなくなっているというのが課題です。

○細沼氏 生コンクリートを出荷できる工場、再生骨材コンクリートを出荷できる工場は現在もあります。あるのですが、やはりエリアが限定されているということと、生コンプラントの大手と言われるような協同組合の大きな会社、協同組合加盟の大規模な会社、そういったところが再生骨材コンクリートには今、興味関心を示していただけていないところが非常に問題であります。

それは再生骨材コンクリートの中のバージンのJ I S A 5 3 0 8と言われるレディーマイクストコンクリート、これはバージンの生コンクリートよりも単価が安い。生コンの出荷量が落ちてきて、わざわざ単価が安いものを製造しても、生コンプラントさんにはメリットがない。

しかし、ゼネコンはやはり工事が止まってしまうから、コンクリート廃材をはけないといけない。解体業界もはけないといけない。我々産廃業界、こちらはそのコンクリート廃材を受入れはできるのですが、出荷場所がないと出荷することができずふん詰まってしまって、受け入れることもできなくなる。

ゼネコンサイドからも都内のコンクリートがら処理プラントには受け入れられないから、みんな地方、遠方にどんどん持っていく。それが顕著になっていて、今は群馬や静岡など、かなり広範囲まで持っていかないと、コンクリートがらが処理できない状態がずっと続いているということを御理解いただきたい。

この問題は、解体業界、ゼネコン業界、処理業界はみんな共通しているのですが、生コン業界さんにはコンクリートがらの問題はあまり関係ない。そこを生コンの協同組合さん、生コン業界さんが一緒に目線を合わせて価値観を共有していただくことが肝要だということが一番、今回ヒアリングして分かったことです。

○鈴木氏 最後に、災害廃棄物の問題について。

東京都さんが災害廃棄物処理計画をつくられて、我々産業廃棄物業界のほうに協力の要請がありましたので、東産協としましては、災害廃棄物処理を担っていく覚悟で、今、計画をつくっております。

都内を八つのグループに分けて、そこに幹事会社、協力会社を置いて、いざ区市町村から要請があった場合に即座に対応できるように体制をつくろうとしています。

今、問題なのは、まず我々が多分管理するであろう仮置場、これについて、区市町村サイドで幾つできるのか、はっきりしないということがあり、私どもで何社、その体制で組み込めばいいか決められない。

実は、都内の区市町村さんのところに行って、この災害廃棄物処理に関して、仮置場はどのように運営するかを考えていただく必要があり、目下23区さんや、その他、多摩等の市町にも相談していくという、そういう状況です。

いずれにしても、私ども、災害廃棄物処理をしっかりやっていく覚悟で体制について考えております。

○岡山委員 ありがとうございます。

○田崎部会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日のヒアリング発表について終わりにしたいと思います。

最後に、今後のスケジュールについて、事務局から資料4を使って説明いただきます。よろしくお願いします。

○福安計画課長 資料4、今後の計画改定のスケジュールを御説明させていただきます。

記載させていただいておりますとおり、次回、6月上旬に第4回の部会を予定してございますので、よろしくお願いいたします。

資料の説明は、以上でございます。

○田崎部会長 今後の進め方について、何か確認ありますでしょうか。よろしいですね。

(なし)

○田崎部会長 では、以上をもちまして、本日の議事が終了しましたので、進行を事務局に返したいと思います。

○福安計画課長 委員の皆様、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

本日の廃棄物審議会計画部会を閉会させていただきます。
本日は、どうもありがとうございました。

(午前 12時32分 閉会)